

軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月21日(木)
13:30～14:45
2. 開催場所 軽井沢町役場 第3・4会議室
3. 出席者
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、
M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、R委員
理事者：町長、副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D
4. 議題
 - (1) 軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任について
 - (2) 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の設置について
 - (3) 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について
 - (4) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の設置について
 - (5) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について
 - (6) 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の設置について
 - (7) 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について
 - (8) その他
5. 傍聴人数 7名
6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】(●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】(●●●●●●)でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

定刻となりましたので、只今から、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者18名でございますので、軽井

いさつを申し上げます。

2. 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、新しい任期になりまして初めての自然保護審議会の開催でございますが、任期期間中、皆様には様々な場面でご助言やご協力をお願いすることがあるかと思えます。改めましてよろしくお願いいたします。

さて、私が町長に就任しまして1年が経過いたしました。私の主な施策として5点を掲げておりまして、自然保護に関しましては、「自然環境の保全と再生」を掲げております。環境基本計画も自然保護審議会の皆様のお力添えをいただき策定が完了しましたので、今後はこの計画に基づき具体的な施策を行ってまいります。

まず、生物多様性保全のための施策としまして、町域独自の生物多様性や生態系の課題を把握し、絶滅の危機に瀕している生物種や生態系を評価・分類し、今後の保全のための資料とするために、令和7年度より『軽井沢町版レッドデータブック』の策定を計画しております。令和6年度中には、調査の対象とする地理的な範囲や生物学的な調査対象種別の検討を行い、策定方針を確定させていきたいと考えております。

また、50年来に渡り軽井沢町の自然保護のための礎となっている「自然保護対策要綱」も、今の時代に合わせ、また、軽井沢町の今後を見据えた指導基準となるように見直しを考えております。役場庁内には、横断的な検討委員会を設置し、現状の課題や今後予想される課題等について、また、指導の徹底方法などについて資料の作成も含めて検討を進めております。

この2点につきましては、自然保護審議会の皆様のお力もお借りして推し進めてまいりたいと考えております。

本日の審議会は、これらの施策に審議会の方々関わっていただくための専門部会の立ち上げと、その専門部会の構成メンバーを事前に決めていただくことが審議の中心となりますが、委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

3. 委員紹介

【事務局A】（●●●●●●●●）

次第の次の委員の紹介に進めさせていただきたいと思います。議事に先立ちまして、今回、新しい任期になりまして、初会合となりますので、委員を資料Ⅰの名簿順に紹介させていただきます。

まず、審議会条例第3条第2項第1号に規定の町議会議員としまして、

【A委員】（●●●●●●●●●●）、

【B委員】（●●●●●●●●●●）、

【C委員】（●●●●●●●●●●）、

【D委員】（●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第2号に規定の知識経験者としまして、

【E委員】（●●●●●●●●●●）、

【F委員】（●●●●●●●●●●）、

【G委員】（●●●●●●●●●●）、

【H委員】（●●●●●●●●●●）、

【I委員】（●●●●●●●●●●）、

【J委員】（●●●●●●●●●●）、

【K委員】（●●●●●●●●●●）、

【L委員】（●●●●●●●●●●）、

【M委員】（●●●●●●●●●●）、

【N委員】（●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第3号に規定の関係官公庁の職員としまして、

【O委員】（●●●●●●●●●●）、

【P委員】（●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第4号に規定の公募に応じた者としまして、

【Q委員】（●●●●●●●●●●）、

【R委員】（●●●●●●●●●●）、

以上18名の皆様と、本日欠席の【S委員】（●●●●●●●●●●）と【T委員】（●●●●●●●●●●）は出席予定だったのですが、まだお越しになっていませんが、お二人を加えまして、20名の委員という形になります。

続きまして、町側のご紹介をさせていただきます。

先程ごあいさつをさせていただきました

【町長】（土屋 三千夫 町長）、

【副町長】（小池 秀一 副町長）、

●●●)の【G委員】(●●●●●●●●●●)がよろしいかと思
います。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

はい、ありがとうございます。ただいま会長に【G委員】(●●●●●●●●●●)とのご意見がありましたが、よろしいでしょうか。
→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

続きまして、副会長の立候補、推薦をお願いします。

【F委員】(●●●●●●●●●●)

軽井沢町版レッドデータブックの策定と同じくらいですね、自然保護対策要綱の見直しも重要ですので、開発業者や建築・建設業者の方々とも密接に関わりがあります【所属団体B】(●●●●●●●●●●)の【H委員】(●●●●●●●●●●)がよろしいかと思
います。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

はい、ありがとうございます。ただいま副会長に【H委員】(●●●●●●●●●●)とのご意見がありましたが、よろしいでしょうか。
→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

はい、ありがとうございます。それでは、【G委員】(●●●●●●●●●●)に会長を、【H委員】(●●●●●●●●●●)に副会長
をお願いします。

それぞれ、会長席、副会長席へお着きいただき、ごあいさつを
お願いします。

→会長・副会長指定席に移動。

【会長】(●●●●●●●●●●)

改めまして、会長のご指名を賜りました【所属団体A】(●●●●●●●●●●)の【G委員】(●●●●●●●●●●)と申します。よろしくお
願いいたします。

自然保護審議会の会長という大役を任され、責任を痛感している
次第でございます。

私と自然保護審議会との関わりは、4年前の令和2年からになり
ますが、この4年の間には、環境基本条例の制定や環境基本計画の
策定が自然保護審議会に諮問されまして、私なりに軽井沢町のこれ
までの歴史と環境を考え、これからどうなっていくべきか、色々な
関係者の皆様とご意見を交わしながら関わらせていただきました。

いよいよ環境基本計画も実践のフェーズへと入っていきますが、
本審議会の任務となります、軽井沢町の自然環境の保全に関する事

【会長】（●●●●●●●●●●）

他に自薦とか他薦とかございませんか。

→ 一同、ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、そうしましたら、立候補をいただきました3名の方ということで、とりあえず進めていきたいと思います。

（2） 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の設置について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（2）になりますが、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の設置について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（2）について説明いたします。資料の右上に『議題第2号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会を設置するに当たりまして、別紙、**資料2-1**「軽井沢町環境基本計画見直し検討部会設置要綱（案）」のとおり要綱を制定したいというものでございます。なお、要綱（案）が制定されました際には、**資料2-2**「軽井沢町環境基本計画策定等検討部会設置要綱」は廃止にしたいというものでございます。

補足をさせていただきます。環境基本計画の策定は、令和3年度から進めてまいり、いよいよ計画期間が令和6年度より始まります。計画の策定を進めるに当たりましては、**資料2-2**の設置要綱に基づき検討部会を設置しておりました。当初、この設置要綱を制定した際には、5年後に「中間見直し」を、10年後には「総体的な見直し」を図る予定であり、設置要綱も「策定だけでは終わらない」としていたことから、「策定“等”検討部会」としておりました。

今般、策定も一段落し、5年後の「中間見直し」にも向けて動き出すところではございますが、本日のこの後の議題で新しく2つの検討部会設置をお諮りさせていただく予定であります。その検討部会設置要綱と統一的な設置要綱に改めたいとの思いもありまして、**資料2-1**のとおり、環境基本計画の見直しに係る検討部会設置要綱を新しく制定し、従前の検討部会設置要綱は廃止としたいというものでございます。

それでは、**資料2-1**検討部会設置要綱（案）の説明をさせていただきます。第1条の設置でございますが、自然保護審議会条例第8条の規定に基づき、審議会に環境基本計画見直し検討部会を置く

というものでございます。第2条は所掌事項になりまして、環境基本計画の見直しについて調査審議するものでございます。第3条は、組織になりまして、策定のときと同様に、10人以内で組織したいというものでございます。第4条の会議ですが、第1項は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができるようにするものでございます。第2項は、会議の経過及び結果を審議会に報告するというを明記したものでございます。第5条は委任といたしまして、この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございます。附則としまして、施行日は、新年度の令和6年4月1日から、この要綱を施行したいというものでございます。

その他の参考図書等といたしましては、**資料Ⅱ**軽井沢町自然保護審議会条例となり、この中で関連いたしますのも、第8条となります。その他につきましては特にございませぬ。以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、挙手による表決をとらせていただきたいと思います。原案のとおり、本件について賛成する方は挙手願います。

→ 賛成委員挙手（全員）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

全員ですね。念のために、反対の方はいらっしゃらないということですね。

→ 一同、反対ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは全員の賛成ということで本件は承認といたします。

(3) 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題(3)になりますが、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題(3)について説明いたします。資料の右上に『議題第3号』

とですので、先程と同様に自薦、他薦を含めまして、推薦をお願いしたいと思います。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

こちらの基本計画策定部会の方は、私も取り組ませていただいていたので、引き続き、こちらの見直しの部会の方に立候補させていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他に自薦、他薦とかございませんか。

→ 一同、自薦・他薦特にない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

まだ枠は9名残っていますけれども、長い時間かけて手を挙げていただくのを待っているのもちょっとどうかと思いますので、また事務局の方から個別に相談がいくと思いますので、そうしましたら一応【A委員】（●●●●●●●●●●）をお願いしたいと思います。

(4) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の設置について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（4）になります。軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の設置について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（4）について説明いたします。資料の右上に『議題第4号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を設置するに当たりまして、別紙、**資料4**「軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会設置要綱（案）」のとおり要綱を制定したいというものでございます。

まず初めに**参考資料4**をご覧ください。これまでも自然保護対策要綱の見直しや条例化への声はございましたが、近年のホテルやマンション等のコンクリート建造物に対する開発抑制や用途地域の見直し、樹木の伐採を代表とする自然環境保全に対しての規制強化等の声は根強く聴かれているところ、自然保護対策要綱の遵守を徹底するため、現状の課題や理解が得にくい点などを改めて整理し、必要に応じた改正を図っていく必要があると考えております。自然保護対策要綱につきましても、環境課が所管しているものではありますが、多岐に渡って規制や基準が規定されており、それらを集約したものが自然保護対策要綱となっております。用途地域を見直す

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

(5) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について

【会長】(●●●●●●●●●●)

それでは、議題(5)になりますが、要綱等改正検討部会の委員ですが、これも自然保護審議会の会長が委員を指名する必要があるということになっていますが、事務局から示されました参考資料4には町議会議員の委員の皆様の中から1名、それと14の各団体などから推薦された方や公募された方々、14名が挙げられています。

まず町議会議員の方から見ていきたいのですが、町議会議員の皆様は、先程と同様に、自薦とか他薦を含め含めまして、推薦をお願いできればと思います。

【A委員】(●●●●●●●●●●)

委員に立候補します。

【会長】(●●●●●●●●●●)

町議会議員の方からは【A委員】(●●●●●●●●●●)ということですね。はい、わかりました。

次ですが、先程申し上げた14名ですけれども、全員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

→ 一同、異議ない旨のリアクションあり。

【会長】(●●●●●●●●●●)

逆にやりたくないの辞退したいという方はいらっしゃいますか。

→ 一同、挙手なし。

【会長】(●●●●●●●●●●)

きちんと印刷されているので、言い難いかもしれませんが特にお声が聞こえないので、この14名の方々ということで指名させていただきます。

(6) 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の設置について

【会長】(●●●●●●●●●●)

それでは、議題(6)になりますが、軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の設置について、事務局よりお願いします。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

議題(6)について説明いたします。資料の右上に『議題第6号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会を設置するに当たりまして、別紙、**資料6**「軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱(案)」のとおり要綱を制定したいというものでございます。

軽井沢町版レッドデータブックにつきましては、軽井沢町における生物多様性に関する施策の先駆けとして、町域独自の生物多様性や生態系の課題を把握し、絶滅の危機に瀕している生物種、生態系を評価・分類し、多様な主体が協働してこれらの種の保全に取り組むための基盤の一つとして策定を計画しております。レッドデータブックを策定するに当たりまして、自然保護審議会を中心として、専門家のご意見を伺いながら軽井沢町独自のレッドデータブックを策定していきたいと思っており、専門の検討部会を立ち上げたいというものでございます。

参考資料6-①をご覧ください。レッドデータブック策定全体方針を先にご説明いたします。資料の右下、スライドNo.の1をご覧ください。まず、レッドデータブックとは、皆さんもご存知かと思いますが、レッドリスト、絶滅のおそれがある野生生物種のリストに掲載されている種の生息状況や絶滅危惧の原因などをまとめた解説本となります。長野県下におきましては、長野県の他、安曇野市、千曲市、白馬村、塩尻市が市町村独自のレッドデータブックをまとめています。次のページをお開きください。スライドNo.2は「国等のレッドデータブック策定の経緯」をまとめたものとなりますので、後程ご覧いただければと思います。スライドNo.3になりますが、「なぜ今、軽井沢町にレッドデータブックが必要か」ということでございますが、軽井沢町の自然環境を守り、持続可能な地域社会を築いていくことを目的として、令和6年度からを計画期間として、本年度、環境基本計画を策定しました。環境基本計画の施策・事業の一部となりますが、「子どもたちへの環境教育の取り組み」・「生物多様性の保全と向上に向けた取り組み」といったことを実施するためにレッドデータブックが必要であると考えております。レッドデータブックを活用し、施策・事業を展開していくことで環境基本計画の目的も達成できるといった循環が生まれてくると考えております。次のページをお開きください。スライドNo.4、レッドデータブック策定の進め方となります。1点目としまして、レッドデータブック策定後の活用イメージを見据えること

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、挙手による表決をとらせていただきます。原案のとおり、本件について賛成する方は挙手願います。

→ 賛成委員挙手（全員）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

全員ですね。

はい、そうしましたら、念のために反対意見はないということによろしいですね。

→ 一同、異議ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、それでは全員賛成ということで本件は承認といたします。

(7) 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（7）になります。軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（7）について説明いたします。資料の右上に『議題第7号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

議題（6）におきまして、検討部会の設置につきましてご説明をさせていただきましたが、こちらにつきましても検討部会の設置要綱が正式に制定されまして、新年度に要綱として施行できた際には、すぐに検討部会として動き出せますよう、事前に審議会委員からの部会委員の選任をしておいていただきたく、会長に指名をお願いさせていただくものでございます。

補足説明になりますが、先程説明いたしました資料6、レッドデータブック策定等検討部会設置要綱（案）をご覧ください。第3条に規定されていますが、委員は20人以内となっております。審議会条例第8条第2項に規定する「部会に属すべき委員」をお願いしたいというものでございます。審議会条例第7条に規定する「専門委員」は、別途、定数以内で調整をさせていただきたいと思っております。

まずは、**参考資料 6**の中の薄緑で囲った部分の、審議会からの委員の指名をお願いできればと思います。

その他の参考図書等といたしましては、先程と同じく**資料Ⅱ**軽井沢町自然保護審議会条例となり、この中で関連いたしますのも、第8条、部会の中の第2項となります。その他につきましては特にございません。以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

軽井沢町版レッドデータブック策定等検討部会の委員につきまして、これまでと同様に自然保護審議会の会長が委員を指名する必要があるとのことでした。

事務局から示されました**参考資料 6 - ②**では、町議会議員の委員の皆様の中から1名、それと各団体等から推薦された方や公募された方々から8名となっております。

町議会議員の方から決められればと思っておりますが、町議会議員の皆様から、同様に自薦、他薦を含めましての推薦をお願いしたいと思います。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

議員間で話し合いますので、先に他の委員を決めてください。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、わかりました。それではですね、各団体から推薦された委員の皆様とそれから公募委員ですね、計14名ですけれども、そこから自薦、他薦を含めまして8名まで推薦をお願いできればと思います。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

委員に立候補させていただきたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

【E委員】（●●●●●●●●●●）の方から立候補がございました。他にございますか。

【Q委員】（●●●●●●●●●●）

こちらの部会の方、やりたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

【Q委員】（●●●●●●●●●●）から立候補がありました。他はいかがですか。

【R 委員】（●●●●●●●●●●）

立候補させていただければと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

【R 委員】（●●●●●●●●●●）から立候補されました。

今、3名の方ですね。

他に14名の審議会の委員の方ですけれども、自薦や他薦がございましたか。

そうしましたら、立候補いただいたのは【E 委員】（●●●●●●●●●●）と、【Q 委員】（●●●●●●●●●●）と、【R 委員】（●●●●●●●●●●）で、この3名の方は、レッドデータブック策定等検討部会の委員に指名させていただきます。

それで残りの枠がございますけれども、事務局の方からご連絡が行くかと思しますので、そのときはよろしく願いいたします。

それでは町議会議員さんの方はいかがですか。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

今のレッドデータブックの検討部会、【A 委員】（●●●●●●●●●●）が立候補いたします。

2番目にありました基本計画の見直し、こちらを振り替えさせていただきますてもよろしいでしょうか。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですよ。

→ 一同、異議ない旨のリアクションあり。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

【C 委員】（●●●●●●●●●●）をお願いします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

レッドデータブックの部会委員なのですが、議員さんの方からは【A 委員】（●●●●●●●●●●）ということで、議題の（3）の環境基本計画見直しの方ですが、【C 委員】（●●●●●●●●●●）に変更したいということですね。それを承認するということがよろしいですね。

→ 一同、異議ない旨のリアクションあり。

（8） その他

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、一応ここにある議題は全部終わりました。最後の議題その他になりますが、何か事務局からございますか。

【事務局 A】（●●●●●●●●●●）

レッドデータブックに関係するのですけども、参考資料 6-②のところで、自然保護審議会第7条第1項に規定の専門委員の中で、【軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会専門委員A】(●●●●●●●)ですが、来年度、町の方でレッドデータブック策定というものがあり、この方を来年度から植生学の専門の人材として、非常勤ですが雇用をすることとなっております。この方につきましては、大学で環境、或いは自然学などの修士課程を修了した農学博士でありまして、官民におきまして植物担当専門研究員として調査解析の研究を積まれてきております。学生向けの講義や講演会の講師など、自然観察に関するガイドなども務められている方でございます。先に行われました長野県版のレッドデータブック改訂委員の、植物専門部会の方も経験されている人材でございます。この専門人材を活用しまして、開発時の伐採、或いは植栽の指導、それから相談、樹木の更新の指導ができる体制を整えていきたいと考えておりまして、環境基本計画の具現化、或いは自然環境の保全と再生、それから町並みの保全を進めていくための人材というふうに活用したいと思っております。環境課職員でも樹木に関する伐採や分譲の計画、新規店舗のオープンなど、一応注視はしておりますが、こういった形で専門人材を活用して、伐採等の指導も今後やっていきたいというふうに考えております。一番は、樹木の更新について、的確なアドバイスをいただきたいと考えております。民間にお勤めですので、日数的には限られてしまうのですが、何とか専門人材を活用して、今後もそういった形を進めたいというふうに思っております。

一応規定で300㎡以上の伐採については届け出となっているのですが、それに満たないような樹木の伐採というのがあるのですが、手続きしたものについては自然保護対策要綱の遵守率100%というようなことは言うてはいるのですけれども、それに満たないような伐採等も町内だいたい見受けられておりまして、皆様の方でも「この場所を伐採しているのだけれども、広く伐採しているがどうだろう」というものを見掛けましたら、事務局の方にも教えていただきたいと思っておりますし、職員の方でも外に出たときは見回りをしておりますが、町内広い部分がありまして、私達も見つけられない部分もありますので、皆様、これと思ったものにつきましては、事務局の方に情報をお寄せいただければと思います。よろしく願います。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

私の方から補足させていただきます。今、【事務局A】(●●●●)

●●●)が申しあげましたとおり、植生学の専門家を入れて本格的に4月から動くわけですけれども、自然保護対策要綱の遵守率100%というのは公式の数字で、実際100%なんかないよと思われる方も多いと思うのですけれども、今、ご説明したように300㎡未満ですと申請が上がってこないのです。上がってきたものの許可レベルでは100%という意味です。ただ、それが本当にそのとおりになっているのかということとところがどうかということがありますので、今、【事務局A】(●●●●●●●)が申しあげた「パトロール」ではないですけれども、そういう形で、町側も見回るといいますね、「今までやれてないものをやろう」というような意味で、今、ご説明したわけです。それに合わせて、300㎡以下でも、そういうような状況があれば教えていただければ、確認するとかですね、『実態としての遵守率を上げていくことに取り組む』というのが今のメッセージです。

以上、補足いたしました。

【会長】(●●●●●●●●●●)

どうも【町長】(土屋 三千夫 町長)ありがとうございました。専門家の登用とそれから町のパトロール、実態としての遵守率を上げていくという環境課のメッセージはすばらしいことです。

委員の皆様から何かご意見とかありますか。

【E委員】(●●●●●●●●●●)

2点あるのですけれども、今の件について、伐採ではなくて、『客土』についても、パトロールの対象になるのでしょうか。土の中には埋まっている植物の種等は沢山あって、土壌というのはすごく大切なものなので、ただ木を切ったらいけないということではなくて、土を大切にするような自然保護をしていった方が良くと思いますので、この点はどうでしょうか。

【事務局A】(●●●●●●●●)

【E委員】(●●●●●●●●●●)がいつも言っているようなことだと思います。そういったものも含めまして、今度の専門の人材は、多分そういったことも研究されているので活用できる、具体的にはこれから何をやっていくという部分もあります。他の方も「土を大切にしなければいけない」ということを、環境基本計画を策定している中でも言われた部分もありますので、そういったことも注視しながら今後やっていきたいというふうに思っております。

補足ですが、今度入る人材は『植生学』ですので、植物のそういった部分も含めた専門人材ですので、そういった部分でも人材を活

用していきたいというふうに思っております。以上です。

【E委員】（●●●●●●●●）

今度の審議会はかなりメンバーチェンジしましたけど、以前のメンバーで、馬取山田の件について、すごく長い時間かけて話し合いをしてきたわけです。この前の審議会は11月27日だったのですが、11月22日に県の方から環境調査の結果を私は受け取って、他の人はほとんど、議会の方は受け取ったらしいのですが、メンバーとしては、その調査結果を読んでいない人がほとんどなわけですね。レッドデータブックを作るということもありますので、ぜひ、この環境調査について報告会を、佐久地域振興局がやってくれると言っているのでも、ぜひ、お呼びして、どういう調査結果だったのかということの説明を受けるチャンスをいただけないかと思っております。環境基本計画の中でも住民参加ということがすごく謳われているのに、800万円も掛けた調査結果を、住民に公表、ホームページで公表されていますけれども、実物は佐久地域振興局に行かないと読めないわけです。ですから、せめて審議会のメンバーの方にはちゃんとそれを知っていただけるように、そういう機会をぜひ設けていただきたいと思います。

【事務局A】（●●●●●●●●）

その調査結果ですけれども、今日、振興局の方は来られているのですが、部署が違いまして、この馬取山田地区担当するのは観光経済課ですが、観光経済課同席しておりませんので、この調査結果については、今後、レッドデータブックにも生かしていける部分もあると思いますので、観光経済課と調整しなければいけないので、そういった形ができるのかどうかは持ち帰らせていただいて、調査結果を参考に、こちらにもいただけるかどうか、まだその辺の調整を含めた部分もありますけれども、観光経済課と調整、或いは地域振興局の農地整備課だと思うのですが、そちらの方とも調整しながら、そういった説明をいただけるかどうか、その辺は事務局の方で調整させていただきたいと思っております。

【E委員】（●●●●●●●●）

農地整備課はやってくれると言っています。

【O委員】（●●●●●●●●）

そうであれば大丈夫だと思いますが。

【町長】（土屋 三千夫 町長）

正式な答えかどうかわからないですよ。

【事務局A】（●●●●●●●●）

事務局の方で観光経済課と話しをして、せっかくレッドデータブックもありますので、そういった中で、馬取地区というのはこうですというものが説明いただけるかどうか、そういった資料提供がどうなのかと、調整させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

ぜひよろしくをお願いします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

観光経済課と調整していただけるということですね。それでは、他に何かご意見ありますか。

【O委員】（●●●●●●●●●●）

参考資料4や参考資料6-②で、それぞれの検討の組織体系というのが、審議会メンバー分は諮られたと思うのですが、専門委員の方、右下の部分、これは、これから声掛けを町長さんがされていくということになると思うのですが、そういうことでよろしいですかね。

そのような中で、レッドデータブックの方に、【所属団体E】（●●●●●●●●●●）の職員というふうに入っていますが、ここら辺はぜひ大切だと思ひまして、というのは、『長野県版のレッドリスト』と何回かお言葉をいただいたと思うのですが、ちょうど県が改定のスケジュールに当たってしまひて、長野県も10年経ってしまひて、令和5年度に委員会を設置しました。6年度から文献や現地調査等、データ収集が6年度から始まります。8年度に県版のレッドリストの発行というのを予定してひて、ちょうど県の作業が、町のことに参考になると思ひますので、ぜひ、それを有効活用していただくのが良いかなと、その繋ぎ目というのが、【所属団体E】（●●●●●●●●●●）の職員になると思ひますので、ぜひ、指名とひいますか、確実に引っ張って来られるように、こちらからも必要があれば声掛けをしたいと思ひますのでよろしくをお願いします。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

ぜひ、よろしくをお願いします。町も同じ地区を調査するのであれば、そういうのが有効的だと思ひますし、昨年末に環境省の長野事務所に違ひう用事で行ったときにも、環境省の方は、浅間山の下のところではシカの調査の関係で調査をやっているようで、そういう資料も必要であればという話もいただひておひますので、関係機関、せっかく同じ地域でやるものを有効的に使った方が良いと思ひます

